

京田辺市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

平成22年3月11日

告示第19号

(趣旨)

第1条 この告示は、京田辺市環境基本計画に定める地球温暖化防止に向けた新エネルギー利用の普及を図るため、市内において住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、京田辺市補助金等の交付に関する規則（平成2年京田辺市規則第19号）及びこの告示の定めるところにより、京田辺市住宅用太陽光発電システム設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象システム 太陽電池モジュールを利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備で、余剰電力を電力会社に売電することができる住宅用太陽光発電システムをいう。
- (2) 最大出力 対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 京田辺市内において、自らが居住する住宅に新たに対象システムを設置した個人であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 経済産業省が定めた住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金に係る補助事業者として採択された事業者（以下「国採択事業者」という。）が実施する太陽光発電システムの設置費補助を、平成22年4月1日以降に応募し、国採択事業者から住宅用太陽光発電導入に係る補助金の交付額を確定した旨の通知書（以下「国の補助金交付決定通知書

」という。)を受領して1年以内であること。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内において対象システムの最大出力(単位はキロワットとし、その値に小数点以下2けた未満の端数があるときはこれを四捨五入する。)に1キロワット当たり3万円を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、京田辺市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 市税の納税証明書
- (2) 国の補助金交付決定通知書の写し
- (3) 対象システムの設置状況を示す写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、京田辺市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、その理由を付して書面によりその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、京田辺市住宅用太陽光発電システム設置補助金支払請求書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(調査)

第9条 市長は、補助事業を適正に執行するため、補助金の交付の対象となった対象システムの設置状況を調査することができる。

(協力)

第10条 市長は、補助金を交付した者に対し、補助金の交付の対象となった対象システムの運転状況に関するデータの提供その他の地球温暖化防止に必要な市の取組への協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月31日告示第89号)

この告示は、平成22年5月31日から施行する。

附 則(平成23年3月24日告示第31号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

京田辺市長 様

（申請者） 住所
氏名 印
電話番号

京田辺市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書

京田辺市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

なお、補助金交付の審査のため、必要となる市の関係諸帳簿及び国（経済産業省）が定めた「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」に係る国への補助金交付申請書類等について照合を行うことに同意します。

記

対象システム	設置場所	
	公称最大出力	. kW（小数点以下2けた未満は四捨五入）
補助金交付申請額 （上記の出力に3万円を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。）		円（1,000円未満は切捨て）
国の補助金 交付に関する事項	補助金申込日	年 月 日 （平成22年3月31日以前は対象外）
	申込受理決定日 （受理決定通知書の発行日）	年 月 日
	申込受理番号	
	交付決定通知日	年 月 日
添付書類	（1）市税の納税証明書 （2）国の補助金交付決定通知書の写し （原本を確認しますので申請時に必ずご提示ください。） （3）対象システムの設置状況を示す写真 （4）その他（ ）	

様式第2号（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

京田辺市長

印

京田辺市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった京田辺市住宅用太陽光発電システム設置補助金については、京田辺市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第6条第1項の規定により、その申請内容を審査した結果、補助金を交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額	円
----------	---

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

京田辺市長 様

（申請者） 住所

氏名

印

電話番号

京田辺市住宅用太陽光発電システム設置補助金支払請求書

年 月 日付け文書番号で交付決定通知のあった京田辺市住宅用太陽光発電システム設置補助金について、京田辺市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第7条第1項の規定により、補助金を請求します。

記

1 システム 設置場所		
2 請求額	円	
3 振込先	金融機関名	(支店名までご記入ください。)
	預金の種類	普通 ・ 当座
	口座番号	
	口座名義人	フリガナ -----